

防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書（概要）

1. 検討の背景

- ◆ 防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割。
- ◆ 特に、高齢者等防災情報が届きにくい方々によりきめ細かく行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要。
- ◆ 検討会においては、戸別受信機の量産化・低廉化を図るために、機能を厳選した戸別受信機の標準的なモデル等を策定。
- ◆ また、災害発生時には市町村職員が複数の情報伝達手段（防災行政無線や緊急速報メール等）に入力しなければならない状況となっているが、この作業負担を軽減するため、一回の入力で一斉送信できる仕組みの導入が必要。

2. 戸別受信機の整備状況・今後の整備の必要性

- ◆ 防災行政無線を整備している1,459の市町村（全市町村1,741団体の83.8%）のうち、全戸配備が538団体（36.9%）、一部配備が708団体（48.5%）。（H29.3月消防庁調査）
- ◆ 今後戸別受信機の整備がより強く求められる世帯等は、以下のとおり。
 - ①平成26年広島市土砂災害、平成27年常総市水害、平成28年糸魚川市大規模火災等の近年の災害を踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水災害のある地域、住宅密集地域内の各世帯
 - ②高齢者等防災情報が届きにくい方々がいる世帯
 - ③保育園・幼稚園・こども園、社会福祉施設や不特定多数の方々が利用するマーケット、遊技場等の商業施設

防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書（概要）

【参考】戸別受信機の普及促進に向けた財政支援措置

- 防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費については、平成32年度まで特別交付税措置を延長。
- また、戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置の配備に要する経費についても、平成30年度から新たに特別交付税措置。
- なお、防災行政無線の親局等と戸別受信機を一体で整備する場合については、引き続き緊急防災・減災事業債の対象。

整備するもの	該当する地方財政措置	
	親局等と戸別受信機を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 単独で整備する場合
市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機	緊急防災・減災事業債 【継続】 (1参照)	特別交付税措置 【継続】 (2参照)
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装 置(以下のものが該当) ・FM放送の自動起動ラジオ ・MCA陸上移動通信システムの屋内受信機 ・市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機 ・280MHz帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機 ・V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機	緊急防災・減災事業債 【継続】 (1参照)	特別交付税措置 【新規】 (2参照)

1 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率: 100%
- ・交付税措置: 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度: 平成29年度から平成32年度

2 特別交付税措置

- ・措置率: 70%
- ・ただし、無償貸与する戸別受信機の整備に限る(無償譲渡(無償での配布)は対象外)。